

# 株式会社 TOK 環境化学物質調査資料(13 版)

- 弊社が貴社からの購入品に対して環境化学物質の含有調査を行なう為の資料です。
  - 購入する製品・部品・材料・資材等に、弊社指定環境化学物質が含有されているか調査願います。
  - 結果は、最終頁の回答書にご記入の上、弊社に送付して下さい。
- 記入における注意事項を必ずご確認ください。
- 現在含有が判明しているものについては、法令規定値以下の場合でも含有量を回答願います。

## <構成>

・表紙	・改定履歴	P1
・追加/変更物質リスト		P2
・A 使用禁止物質（「A-1」～「A-3」）		P3
・A 使用禁止物質（「A-4」）		P3, 4
・A 使用禁止物質（「A-5」～「A-6」）		P4
・A 使用禁止物質（「A-7」、資料①）		P5
・B 削減対象物質（「B-1」）		P6
・C 管理対象物質（「C-1」）		P6
・C 管理対象物質（「C-2」、資料②）		P7
・C 管理対象物質（「C-3」）		P8
・環境化学物質調査回答票		P9

## <履歴>

版	施行年月日	変更内容・理由・箇所	承認	確認	変更
1	2002年11月01日	初版制定	菊島	高橋 K	織田
2	2004年04月19日	規定類の付表として登録	高橋 K	菊島	織田
3	2004年08月04日	環境化学物質追加・変更	菊島	高橋 K	織田
4	2005年04月01日	環境化学物質追加・変更	菊島	高橋 K	織田
5	2008年11月28日	環境化学物質追加・変更	稲垣	菊島	鳥越
6	2009年01月15日	環境化学物質変更	稲垣	菊島	鳥越
7	2009年06月02日	環境化学物質追加	菊島	織田	矢島
8	2009年11月16日	環境化学物質追加	菊島	織田	矢島
9	2010年04月07日	環境化学物質追加	菊島	織田	矢島
10	2010年11月26日	環境化学物質追加	菊島	織田	矢島
11	2011年06月27日	環境化学物質追加	菊島	織田	矢島
12	2015年05月29日	環境化学物質追加・変更	大村	大村	平澤
13	2016年09月16日	環境化学物質追加・変更	木村	木村	平澤

MS責任者	承認者	担当者
		

<追加・変更物質リスト>

○2版改定時(2004年4月19日) 追加・変更物質無し

○3版改定時(2004年8月4日)

追加 ・ 変更 物質	A.使用禁止物質	・A-1-30 トリブチルスズ類(TBT 類) 追加 ・A-1-31 トリフェニルスズ類(TPT 類) 追加
	C.管理対象物質 「C-3」を新設しグリーン調達 共通化協議会での 規定物質を追加	・C-2-9 フタル酸エステル類にフタル酸ジイソニル・フタル酸ジイソデルを追加 ・C-3-1 砒素化合物(砒素及びその無機化合物は C-1-252) 追加 ・C-3-2 マグネシウム 追加 ・C-3-3 銅及びその化合物(銅水溶性塩は C-1-207) 追加 ・C-3-4 金及びその化合物 追加 ・C-3-5 パラジウム及びその化合物 追加
	その他(添付資料)	ハロゲン系樹脂添加剤のうち、臭素系難燃剤を限定(資料①-2)

○4版改定時(2005年4月1日)

追加 ・ 変更 物質	A.使用禁止物質	・「A-1」「HCFC」の期日指定削除・「A-3」「アスベスト」→「アスベスト類」とした・「A-5」に「マイレックス」等7物質追加。 ・「A-8」TOK 指定物質を追加(“短鎖型塩化パラフィン”、“PFOS”等) ・RoHS 閾値追加
	B.削減対象物質	・「B-2」TOK 指定物質を追加(“PFOA”等)
	C.管理対象物質	・「C-1」PRTR 法第一種指定化学物質から化審法第一種監視物質へ変更 ・「C-2」TOK 指定物質を改定
	その他	製造工程における環境化学物質の管理は MSDS の確認とし、本資料は製品含有化学物質の管理とした。

○5版改定時(2008年11月28日) 大幅改定(対象物質の大幅見直し) 回答票の書式変更 等

追加 ・ 変更 物質	A.使用禁止物質	・「B削減対象物質」RoHS指令対象物質を追加。それに伴う管理No.の見直し実施。 (「A-5」→「A-6」/「A-6」→「A-7」/「A-7」→「A-5」へそれぞれ変更)
	B.削減対象物質	・RoHS指令対象物質を「A使用禁止物質」へ分類変更 ・B-1-1 ハイドロフルオロカーボン(HFCs) 追加 ・B-1-2 パーフルオロカーボン(PFCs) 追加 ・B-1-3 六フッ化硫黄(SF6) 追加
	C.管理対象物質	・「C-3」を「C-2」へ統合。それに伴う管理No.の見直し実施。 ・C-2-16 テトラデカン 追加

○6版改定時(2009年1月15日)

変更 物質	A.使用禁止物質	・「B-1」「HFCs」と「HFCs」を「A-8」の対象物質とした ・資料①の一部変更(以下→未滿 等)
	C.管理対象物質	・ホルムアルデヒドの含有禁止用途明記

○7版改定時(2009年3月31日)

変更物質	A.使用禁止物質	・「A-8」を REACH 規則 SVHC 物質とした(TOK 指定禁止対象物質を「A-9」に移行)
------	----------	--

○8版改定時(2009年11月11日)

変更物質	A.使用禁止物質	・「A-2」に四塩化炭素追加 ・六フッ化硫黄を「A-9」へ移行 ・「C-1」に 2,6-ジ-tert-ブチル-4-sec-ブチルフェノール追加
------	----------	--

○9版改定時(2010年4月7日)

追加 ・ 変更 物質	A.使用禁止物質	・REACH 規制物質を使用禁止から管理対象へ変更(「A-8」から「C-3」に変更) ・上記に伴い「A-9」を「A-8」へ変更
	C.管理対象物質 REACH 規制物質を管理 対象物質とした為「C-3」 を設定。	・訂正(8版でのNo.は A-8-〇〇) C-3-2 4,4'-メチレンジアニリン ⇒ 4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)(4,4'-メチレンジアニリン) C-3-4 ジクロロデカン ⇒ 削除 C-3-8 ニクロム酸二ナトリウム・ニ水合物 ⇒ 重クロム酸・2ナトリウム・2水合物 C-3-9 1-tert-ブチル-3,5-ジメチル-2,4,6-トリクロロベンゼン ⇒ 5-tert-ブチル-3,5-ジメチル-2,4,6-トリクロロベンゼン(ムスクキシレン) 追加 ・「C-3」(8版では A-8)REACH 規則 SVHC 物質を 14 物質追加(C-3-16~C-3-29 を追加)

○10版改訂時(2010年11月26日)

追加 ・ 変更 物質	A.使用禁止物質	三置換有機スズ化合物、ジブチルスズ化合物、ジオクチルスズ化合物を追記。 ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(TBTO)、トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)は 三置換有機スズ化合物に含まれるため削除。 上記により、A-5 削除のため移行。([A-6]→[A-5],[A-7]→[A-6],[A-8]→[A-7])
---------------------	----------	--

○11版改訂時(2011年6月27日)

追加・ 変更物質	C.管理対象物質 SVHC 管理方法の変更	「ECHA(欧州化学物質庁)から公表されるSVHC(高懸念物質)候補リストを参照」とした。
-------------	--------------------------	---

○12版改訂時(2015年5月29日)

追加 ・ 変更 物質	A.使用禁止物質	・A-4、A-7 訂正(物質名、英文名、No.変更、CAS No.追加・変更) ・A-4、A-7 物質追加(15種)、物質移行(4種(内2種を1種にまとめた))
	C.管理対象物質	・C-1、C-2 訂正(物質名、英文名、No.変更、CAS No.追加・変更) ・C-1 ※4(塩素化パラフィンの補足)削除 ・C-2 大分類削除 ・C-1、C-2 物質追加(9種)

○13版改訂時(2016年9月16日)

追加・ 変更 物質	A.使用禁止物質	・A-4 訂正(物質名) ・A-4 物質追加(1種) ・A-6 訂正(閾値) ・A-6 物質追加(4種)、※3(フタル酸エステル類の注釈)変更。以降の番号は繰り下げ ・A-7 物質追加(1種)、※6(BNSTの注釈)変更。以降の番号は繰り下げ
	C.管理対象物質	・C-2 訂正(物質名(RoHS指令対象物質を除く))

## A 使用禁止物質

### A-1 オゾン層保護法・モントリオール議定書に定める特定物質及び指定物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
1	-	CFC	CFC
2	-	ハロン	Halon
3	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
4	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
5	-	HCFC	HCFC
6	-	HBFC	HBFC
7	74-97-5	ブロモクロロメタン	Bromochloromethane
8	74-83-9	臭化メチル	Methyl bromide

### A-2 土壌汚染防止のための使用禁止物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
1	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
2	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	1,2-Dichloroethane
3	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン	Vinylidene(di)chloride
4	156-59-2	シス-1,2-ジクロロエチレン	Cis-1,2-Dichloroethylene
5	546-75-6	1,3-ジクロロプロペン	1,3-Dichloropropene
6	75-09-2	ジクロロメタン	Dichloromethane
7	127-18-4	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene
8	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
9	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-Trichloroethane
10	79-01-6	トリクロロエチレン	Trichloroethylene
11	71-43-2	ベンゼン	Benzene

### A-3 大気汚染防止法の特定粉塵

No.	CAS No.	物質名	英文名
1	-	アスベスト類	Asbestos

### A-4 化学物質の審査及び製造法の規制に関する法律の第一種特定化学物質(化審法第一種特定化学物質)

No.	CAS No.	物質名	英文名
1	-	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類/PCT類	PCBs/PCTs
2	-	ポリ塩化ナフthalen(塩素数が2以上のものに限る)	Polychlorinated naphthalene (only those containing 2 or more chlorine atoms in the molecule)
3	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン	Hexachlorobenzene
4	309-00-2	アルドリン	Aldrin
5	60-57-1	デルドリン	Dieldrin
6	72-20-8	エンドリン	Endrin
7	50-29-3	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (DDT)	1,1,1-Trichloro-2,2-bis(4-chlorophenyl)ethane (DDT)
8	-	クロルデン類又はヘプタクロル類	Chlordanes, Heptachlors
9	-	三置換有機スズ化合物 ※1	Tri-substituted organostannic compounds
10	-	N,N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン	N,N'-ditolyl-pphenylenediamine, N-tolyl-N'-xylyl-p-phenylenediamine, N,N'-dixylyl-pphenylenediamine
11	732-26-3	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	2,4,6-Tri-tert-butylphenol
12	8001-35-2	トキサフェン	Toxaphene
13	2385-85-5	マイレックス	Mirex
14	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名ケルセン又はジコホル)	2,2,2-Trichloro-1,1-bis(4-chlorophenyl)ethanol
15	87-68-3	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	Hexachlorobuta-1,3-diene
16	3846-71-7	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	2-(2-Hydroxy-1,2,3-benzotriazole-2-yl)-4,6-di-tert-butylphenyl
17	-	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)又はその塩	Perfluorooctane sulfonate (PFOS), and its chlorides
18	307-35-7	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(PFOSF)	Perfluoro-1-octanesulfonyl fluoride
19	608-93-5	ペンタクロロベンゼン	Pentachlorobenzene
20	319-84-6	$\alpha$ -1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン ( $\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)	alpha-Hexachlorocyclohexane
21	319-85-7	$\beta$ -1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン ( $\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)	beta-Hexachlorocyclohexane

22	58-89-9	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン ( $\gamma$ -ヘキサクロロシクロヘキサン) (リンデン)	gamma-Hexachlorocyclohexane (Lindane)
23	143-50-0	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン-5-オン (クロルデコン)	Chlordecone
24	-	ヘキサブロモビフェニル	Hexabromobiphenyl
25	-	テトラブロモ(フェノキシベンゼン) (テトラブロモジフェニルエーテル)	Tetrabromodiphenyl ether
26	-	ペンタブロモ(フェノキシベンゼン) (ペンタブロモジフェニルエーテル)	Pentabromodiphenyl ether
27	-	ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン) (ヘキサブロモジフェニルエーテル)	Hexabromodiphenyl ether
28	-	ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン) (ヘプタブロモジフェニルエーテル)	Heptabromodiphenyl ether
29	-	6,7,8,9,10,10_ヘキサクロロ_1,5,5a,6,9,9a_ヘキサヒドロ_ 6,9_メタノ_2,4,3_ベンゾジオキササチエピン=3_オキシド (エンドスルファン又はベンゾエピン)	Endosulfan , Benzoepin
30	-	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)	Hexabromocyclododecane (HBCD)
31	-	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	Pentachlorophenol, its salts or esters

### ※1:A-4No.9/三置換有機スズ化合物について

ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)、トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)を含む。

A-5 労働安全衛生法施行令の製造禁止物質			
No.	CAS No.	物質名	英文名
1	542-88-1	ビス(クロロメチル)エーテル	Bis(chloromethyl) ether
2	92-67-1	4-アミノビフェニル	4-Aminobiphenyl
3	92-93-3	4-ニトロビフェニル	4-Nitrobiphenyl
4	92-87-5	ベンジジン	Benzidine
5	91-59-8	$\beta$ -ナフチルアミン	$\beta$ -Naphthylamine

A-6 RoHS指令対象化学物質			
No.	CAS No.	物質名	英文名
1	-	カドミウム及びその化合物(閾値:100ppm以下、樹脂 5ppm未達※2、梱包材 重金属 4種合計 100ppm以下)	Cadmium and its compounds
2	-	鉛及びその化合物(閾値:1000ppm以下、樹脂 100ppm未達※2、銅合金 0.35wt%以下、銅合金 4wt%以下、アルミ合金 0.4wt%以下、梱包材 重金属 4種合計 100ppm以下)	Lead and its compounds
3	-	水銀及びその化合物(閾値:梱包材 重金属 4種合計 100ppm以下)	Mersury and its compounds
4	-	六価クロム化合物(閾値:1000ppm以下、梱包材 金属 4種合計 100ppm以下)	Chromium VI compounds
5	-	PBB類(閾値:1000ppm以下)	PBBs
6	-	PBDE類(DecaBDEを含む)(閾値:1000ppm以下)	PBDEs (DecaBDE is included)
7	117-81-7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)※3(閾値:1000ppm以下)	Bis(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP)
8	85-68-7	フタル酸ブチルベンジル (BBP)※3(閾値:1000ppm以下)	Butyl benzyl phthalate (BBP)
9	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)※3(閾値:1000ppm以下)	Dibutyl phthalate (DBP)
10	84-69-5	フタル酸ジイソブチル (DIBP)※3(閾値:1000ppm以下)	Diisobutyl phthalate (DIBP)

### ※2:A-6 No.1/カドミウム No.2/鉛について

対象材料がプラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキで、且つリネ(株)グリーンブックに登録されていない材料の場合は、原則として  
**閾値未達であることを以下の事項が明記された ICP データでの証明が必要。**

ICP データの発行ができない場合は、回答書(P.8)の通信欄にその理由を明記すること。

<ICP データの必要記載事項>

(1)測定日、測定者名、測定責任者名、分析機関名

(2)前処理方法に関する必要記載事項

①公定法名(公定法と異なる場合はその方法)

【注意】樹脂の前処理として下記の方法は不適切である為不可

Cd: EN71-3, ASTM F963-96a, ASTM F963-03, ASTM D5517, ISO 8124-3

Pb: (Cdの不適切な前処理法に加えて) EN 1122

②完全に溶解して溶液化させた事を示す、『完全溶解した』という文言

(3)測定方法に関する必要記載事項

①測定法名(あるいは公定法名)

②測定フローチャート

③定量下限値/測定結果が N.D.(not detectable)の場合

※3:A-6 No.7/フタル酸ジ-2-エチルヘキシル No.8/フタル酸ブチルベンジル  
No.9/フタル酸ジ-n-ブチル No.10/フタル酸ジイソブチル について

適用開始まで「A 使用禁止物質」として扱わない(適用時期は別途調整とする)。但し、調査・回答は必須。

A-7 TOK指定禁止対象物質 ・A-1~6 の法規制に含まれていないが使用禁止とする物質				
No.	CAS No.	物質名	英文名	法規制等
1	-	特定アミンを形成するアゾ染料・顔料及び特定のアゾ染料※4	Azo colorants	ドイツ「日用品規定」
2	9002-86-2	ポリ塩化ビニル(PVC)及びその混合物とその共重合体※5	Vinyl chloride polymer(PVC)	
3	-	有機塩素系難燃剤	Chlorinated flame retardants	
4	2921-88-2	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)	O,O-diethyl O-3,5,6-trichloro-2-pyridyl phosphorothioate; chlorpyrifos	
5	1304-56-9	酸化ベリリウム	Beryllium oxide	WEEE 指令・EU 指令
6	-	ハイドロフルオロカーボン(別名 HFCs)	Hydrofluorocarbons	EU 規則 No.846/2006
7	-	パーフルオロカーボン(別名 PFCs)	Perfluorocarbons	EU 規則 No.846/2006
8	2551-62-4	六フッ化硫黄(別名 SF6)	Sulphur hexafluoride	EU 規則 No.846/2006
9	-	ジブチルスズ化合物 (DBT)	Dibutyltin (DBT) compounds	
10	-	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	Diocetyl tin (DOT) compounds	
11	-	フマル酸ジメチル(ジメチル fumarate)	Dimethyl fumarate	
12	-	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	Polycyclic aromatic hydrocarbon (PAHs)	
13	68921-45-9	ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレンおよび 2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物 (BNST) ※6	N-Phenyl-benzenamine reaction products with styrene and 2,4,4-trimethylpentene	カナダ有害物質規制

※4:A-7 No.1/特定アミンを形成するアゾ染料・顔料及び特定のアゾ染料について

人の皮膚又は口腔に直接且つ長時間接触する可能性の無い部位への使用は適用範囲外。但し回答は必須。

資料①アゾ染料及び顔料の還元分解により発生してはならない特定アミン

CAS No.	特定アミンの名称	英文名
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン	4-Aminoazobenzene
90-04-0	o-アニシジン	o-anisidine
91-59-8	2-ナフチルアミン	2-naphthylamine
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine
92-67-1	4-アミノビフェニル	biphenyl-4-ylamine
92-87-5	ベンジジン	Benzidine
95-53-4	o-トルイジン	o-toluidine
95-69-2	4-クロロ-o-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine
95-80-7	2,4-トルエンジアミン	2,4-toluenediamine
97-56-3	o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene
99-55-8	5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine
101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane
101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-Methylenedianiline
101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	4,4'-diaminodiphenylether
106-47-8	p-クロロアニリン	p-chloroaniline
119-90-4	3,3'-ジメトキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine
119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine
120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	2-methoxy-5-methylaniline
137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline
139-65-1	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine
838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine

※5:A-7 No.4/ポリ塩化ビニル(PVC)及びその混合物とその共重合体について以下の適用除外用途。

但し、適用除外用途に該当した場合も調査・回答は必須。

- (1) 安全性等から品質が保てない用途で、現状代替技術が確立されていないもの
- (2) 法規制等で材料が指定されている用途
- (3) 塗料・インキ等の塩ビ-酢ビ共重合物を含有する樹脂バインダー

※6:A-7 No.13/ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレンおよび 2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物 (BNST) についての以下の適用除外用途。

但し、適用除外用途に該当した場合も調査・回答は必須。

- (1) ゴムへの添加剤(タイヤを除く)
- (2) 潤滑油への添加剤

## B 削減対象物質

B-1 米国 PFOA 自主廃絶プログラム(2015 年までに廃絶)			
No.	CAS No.	物質名	英文名
1	335-67-1	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	
2	-	パーフルオロオクタン酸(PFOA)の類縁化合物	

## C 管理対象物質

C-1 化学物質の審査及び製造法の規制に関する法律の監視化学物質(化審法監視化学物質)			
No.	CAS No.	物質名	英文名
1	21908-53-2	酸化水銀(Ⅱ)	Mercuric oxide(Ⅱ)
2	-	シクロドデカ-1,5,9-トリエン	1,5,9-Cyclododecatriene
3	6731-36-8	1,1-ビス(tert-ブチルジオキシ)-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン	1,1-Bis(tert-butylperoxy)-3,3,5-trimethylcyclohexane
4	595-90-4	テトラフェニルスズ	Tetraphenyltin
5	36065-30-2	1,3,5-トリブロモ-2-(2,3-ジブロモ-2-メチルプロポキシ)ベンゼン	1,3,5-tribromo-2-(2,3-dibromo-2-methylpropoxy)benzen
6	37292-59-4	O-(2,4-ジクロロフェニル)O-エチルフェニルホスホノチオアート	O-(2,4-dichlorophenyl)O-ethylphenylphosphonothioate (S-seven)
7	1460-02-2	1,3,5-トリ-tert-ブチルベンゼン	1,3,5-Tri-tert-butylbenzene
8	-	ポリブロモビフェニル(臭素数が 2~5n のものに限る)	Polybrominated biphenyl
9	-	ジペンテンダイマー又はその水素添加物	Dipentenedimer
10	1010-74-8 861642-00-4	2-イソプロピルビシクロ[4.4.0]デカン又は 3-イソプロピルビシクロ[4.4.0]デカン	1-Isopropyldecaline 2-Isopropyldecaline
11	2668-47-5	2,6-ジ-tert-ブチル-4-フェニルフェノール	2,6-di-tert-butyl-4-phenylphenol
12	-	ジイソプロピルナフタレン	Diisopropyl naphthalene
13	35860-37-8	トリイソプロピルナフタレン	Naphthalene, triisopropyl
14	3864-99-1	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロ-2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール	2,4-di-tert-butyl-6-(5-chloro-2H-1,2,3-benzotriazol-2-yl)phenol
15	-	塩素化パラフィン(C11、塩素数 7~12)	Chlorinated paraffins
16	-	ジエチルビフェニル	Diethylbiphenyl
17	-	水素化テルフェニル	Hydroterphenyl
18	-	ジベンジルトルエン	Dibenzyltoluene
19	-	トリエチルビフェニル	Triethylbiphenyl
20	4979-32-2	N,N-ジシクロヘキシル-1,3-ベンゾチアゾール-2-スルフェンアミド	N,N-Dicyclohexyl-2-benzothiazolsulfene amide
21	36437-37-3	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール	2-(2H-1,2,3-Benzotriazol-2-yl)-6-sec-butyl-4-tert-butylphenol
22	52184-14-2	2,4-ジ-tert-ブチル-6-[(2-ニトロフェニル)ジアゼニル]フェノール	2,4-di(1,1-dimethylethyl)-6-(2-nitrophenylazo)phenol
23	306-98-9	ペルフルオロ(1,2-ジメチルシクロヘキサン)	Perfluoro-1,2-dimethylcyclohexane
24	118-82-1	2,2',6,6'-ジ-テトラ-tert-ブチル-4,4'-メチレンジフェノール	4,4'-Methylenebis(2,6-di-tert-butylphenol)
25	307-55-1	ペルフルオロドデカン酸	Tricosafuorododecanoic acid
26	72629-94-8	ペルフルオロトリデカン酸	Pentacosafuorotridecanoic acid
27	376-06-7	ペルフルオロテトラデカン酸	Heptacosafuorotetradecanoic acid
28	141074-63-7	ペルフルオロペンタデカン酸	Pentadecanoic acid, nonacosafuoro-
29	67905-19-5	ペルフルオロヘキサデカン酸	Perfluorohexadecanoic acid
30	335-57-9	ペルフルオロヘプタン	Hexadecafluoroheptane
31	307-34-6	ペルフルオロオクタン	Perfluorooctane
32	-	2,2,3,3,4,4,5-ヘプタフルオロ-5-(ペルフルオロブチル)オキソラン 又は 2,2,3,3,4,4,5-ヘプタフルオロ-4-(ペルフルオロブチル)オキソラン	Perfluoro-2-buthyltetrahydrofuran Perfluoro-3-n-butyloxolan
33	17540-75-9	2,6-ジ-tert-ブチル-4-sec-ブチルフェノール	2,6-di-tert-butyl-4-sec-butylphenyl
34	81-15-2	1-tert-ブチル-3,5-ジメチル-2,4,6-トリニトロベンゼン(ムスクキシレン)	Musk xylene
35	294-62-2	シクロドデカン	Cyclododecane
36	14233-37-5	1,4-ビス(イソプロピルアミノ)-9,10-アントラキノン	Solvent Blue 36
37	-	α-(ジフルオロメチル)-ω-(ジフルオロメトキシ) ポリ[オキシ(ジフルオロメチレン)/オキシ(テトラフルオロエチレン)] (分子量が 500 以上 700 以下のもの)	Poly perfluoro ethoxy methoxy difluoro methyl ether

C-2 TOK指定管理対象物質			
No.	物質名	英文名	法規制等
1	アンチモン及びその化合物	Antimony and antimony compounds	
2	砒素化合物	Arsenic compounds	
3	ベリリウム及びその化合物	Beryllium and its compounds	
4	ビスマス及びその化合物	Bismuth and its compounds	労働安全衛生法危険物
5	ニッケル及びその化合物	Nickel and its compounds	
6	インジウム及びその化合物	Indium and its compounds	
7	テルル及びその化合物	Tellurium and its compounds	バーゼル条約規制物質
8	タリウム及びその化合物	Thalium and its compounds	バーゼル条約規制物質
9	マグネシウム及びその化合物	Magnesium and its compounds	
10	スズ及びその化合物(有機スズを除く)	Tin and its compounds	紛争鉱物
11	有機スズ化合物※7	Stannane	
12	クロム及びその化合物(六価クロム以外)	chromium and its compounds	
13	コバルト及びその化合物	cobalt and its compounds	
14	バリウム及びその化合物	barium and its compounds	
15	マンガン及びその化合物	manganese and its compounds	
16	モリブデン及びその化合物	molybdenum and its compounds	
17	タンタル及びその化合物	Tantalum and its compounds	紛争鉱物
18	タングステン及びその化合物	Tungsten and its compounds	紛争鉱物
19	銅及びその化合物	Copper and its compounds	
20	金及びその化合物	Gold and its compounds	紛争鉱物
21	パラジウム及びその化合物	Palladium and its compounds	
22	リン及びその化合物(有機リンを除く)	Phosphorus and its compounds	
23	有機リン化合物※8	Organo phosphers	水質汚染防止法、土壌汚染防止法
24	セレン及びその化合物	selenium and its compounds	労働安全衛生法
25	臭素系難燃剤 (PBB・PBDE 以外)	-	
26	塩素系難燃剤	-	
27	フタル酸エステル類 (RoHS 対象物質を除く)	Phthalates	
28	放射性物質	Radioactive substances	核物質規正法
29	テトラデカン	Tetradecane	揮発性有機化合物(シックハウス対策)
30	ホルムアルデヒド※9	Formaldehyde	
31	過塩素酸塩類	Perchloric acid salts	
31	ビスフェノール A (BPA)	Bisphenol A (BPA)	カナダ有毒指定物質

### ※7:C-2No.11/有機スズ化合物について

A-4No.9/三置換有機スズ化合物、A-7No.8/ジブチルスズ化合物、A-7No.9/ジオクチルスズ化合物以外のものとする。

### ※8:C-2No.23/有機リン化合物について

管理対象物質は資料②のみとする

#### 資料②

CAS No.	物質名	英文名
56-38-2	パラチオン	Parathion
298-00-0	メチルパラチオン	Methyl parathion
-	メチルジケトン	-
-	EPN	-

### ※9:C-2No.30/ホルムアルデヒドの下記含有用途は禁止とする

- (1) 繊維板(ファイバーボード)
- (2) パーティクルボード及び合板を用いた木工製品(スピーカ、ラックなど)
- (3) 梱包材としての木箱や木材パレット等

### C-3 REACH 規則 SVHC(高懸念物質)

ECHA(欧州化学物質庁)から公表されるSVHC(高懸念物質)候補リストを参照のこと。

- ・最新情報: ECHAウェブサイト→[ECHA Website](#)
- ・参考情報: 日本語情報 →[日本語情報](#)

SVHCが、A使用禁止物質、B削減対象物質、SVHC以外のC管理対象物質と重複する場合は、次の順位の定義を優先する。

#### \* 優先順位

- ・1位: A使用禁止物質
- ・2位: B削減対象物質
- ・3位: SVHC以外のC管理対象物質
- ・4位: SVHC(C管理対象物質)



# 環境化学物質調査回答票 (13版)

本紙に記載しきれない場合は  
複写してご使用下さい。  
(左上に頁数を明記願います。)

株式会社 TOK  
〒174-8501  
東京都板橋区小豆沢 2-21-4  
TEL: 03-3969-1531  
FAX: 03-3558-7276

作成日: \_\_\_\_\_  
御社名: \_\_\_\_\_  
担当者: \_\_\_\_\_ 印  
TEL: \_\_\_\_\_  
FAX: \_\_\_\_\_  
e-mail: \_\_\_\_\_

**I 弊社が貴社に納入している材料及び TOK 指定環境化学物質の含有調査結果は以下の通りです。**

No.	材料名称 (一般名称を記載)	材料メーカー名及びメーカー品名 (メーカー品名が無ければ記載不要)	TOK 製品名称 (複数ある場合は代表のみでも可)	指定環境化学物質 含有有無
				無 ・ 有
				無 ・ 有
				無 ・ 有
				無 ・ 有
				無 ・ 有
				無 ・ 有

**<<注意事項 II 記入の前に必ずご確認ください>>**

- (1) 「A使用禁止物質」含有材料は(RoHS 閾値内を除き)使用不可です。含有している場合は本紙提出前にご一報下さい。
- (2) 対象となる環境化学物質の表記が、一覧表内で「…化合物」「…類」とされている場合は、環境化学物質の詳細正式名称をご確認の上記入願います(CASNo.も出来るだけ記入願います)。
- (3) 製品自体には含有していないが、事業活動(製造工程等)で「A使用禁止物質」の使用があれば通信欄に記載願います。

**II. I で「有」と回答したものに含有している対象物質は以下の通りです。**

No.	製品含有環境化学物質		含有量 (ppm 又は%)	使用目的 (不純物の場合はその旨記載)	代替物質 有無	備考 (「代替有」の場合は物質名記入)
	CAS No.	物質名				
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	
					無 ・ 有	

↑ 対象材料No.を記入(I でつけたNo.とリンクさせる事)

**通信欄**